

<第3号議案>

令和6年度の事業計画書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 広瀬川の清流を守る会

1 事業計画

今年度は仙台市1974年制定「広瀬川の清流を守る条例」50年に際し、条例の振り返りをテーマとします。条例第一項「清流を守るために市長と事業者と市民の責務」を明らかにし、環境保全に必要な事項を定め、市長はじめ広瀬川の清流を守らなければならないと宣言。当時の河川環境改善の条例制定により1985年環境省から「名水百選」に表されました。

本会は、本条例の趣旨に倣いアユが泳げる川づくりに向けて協働してまいりました。

小学校のホタル飼育学習と再生活動。県委託による上流域の大量ごみ調査と自費による除去。

平成2年発足の灯ろう流し運営と支援。漁協共催による広瀬川のアユやサケつかみ・試食イベント開催などを通し、広瀬川の自然、歴史、文化に親しむ環境活動による市民活動に努めました。

一方、市は愛宕堰から取水（水利使用者・仙台市長）による濁水から広瀬橋付近で毎年サクラマス、アユの大量死が発生。環境対策は取水も汚水放流も対策が未だ講じられず、依然として改善されない状況が続いています。昨年11月には七郷堀で産卵間近かなアユが数千匹へい死発生。

これは町内会から川の腐臭を漁協に通知された情報です。

市は法令、条例の順守と行政間の調整と専門的知見に基づき、仙台の象徴を回復する創生プランづくりの50周年となるように協働を推進します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	予算 (単位：千円)
環境の保全を 図る活動	毎月第2土曜日 10:00-12:00 広瀬川郡山堰～JR 鉄橋までの河川敷の 清掃活動(1.2月休み)	4月13日 5月11日 6月08日 7月13日 8月10日 9月14日 10月12日 11月09日 12月14日 令和7年3月08日	広瀬川 郡山堰～ JR鉄橋 河川敷	52名		60
	親水護岸塵芥処理作業	7月～11月				40
社会教育、 まちづくり の促進、環 境の保全を 図る活動	水辺、絆プロジェクト 国交省東北地方整備局 水辺の祈り、笹流し	“全国一斉水辺で乾 杯！” 7月 7日	広瀬川じゃ ぶじゃぶ池 河川敷			20 80
	広瀬川環境フォーラム	未定	未定			